

平成30年7月に公布した条例

条例番号	条例名	制定改廃等の理由及び概要	所管課名
第30号	伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>わがまち特例に係る課税標準の特例を定めること並びに地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正、所得税法等の一部を改正する法律による租税特別措置法の一部改正、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令等による地方税法施行令の一部改正及び地方税法施行規則の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 個人市民税関係</p> <p>ア 第1条関係</p> <p>⑦ 平成31年1月1日施行</p> <p>a 市民税の非課税の範囲に係る規定について、控除対象配偶者を同一生計配偶者に改めるもの</p> <p>b 公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者の申告手続を簡素化するための規定の整備を図るもの</p> <p>c 法を引用する条ずれを改めるもの</p> <p>(4) 平成32年4月1日施行</p> <p>人格のない社団等について、電子申告の義務化を適用しない規定を加</p>	市民税課

		<p>えるもの</p> <p>(7) 平成33年1月1日施行</p> <p>a 給与所得等控除から基礎控除への振替に係る規定の整備を図るもの</p> <p>b 基礎控除に係る規定について、適用範囲に新たな所得要件を加えるもの</p> <p>c 調整控除に係る規定について、適用範囲に新たな所得要件を加えるもの</p> <p>(2) 法人市民税関係</p> <p>第1条関係（平成32年4月1日施行）</p> <p>特定法人について、電子申告を義務化する規定を加えるもの</p> <p>(3) 固定資産税関係</p> <p>わがまち特例として、国の基準を参酌等した上で、課税標準の特例割合を定めるもの</p> <p>ア 第1条関係</p> <p>(7) 公布の日施行</p> <p>a 水力発電設備・地熱発電設備・バイオマス発電設備 2 / 3</p> <p>b 特定太陽光発電設備・特定風力発電設備 3 / 4</p> <p>c 特定水力発電設備・特定地熱発電設備・特定バイオマス発電設備 1 / 2</p> <p>d 認定誘導施設に伴う公共施設 4 / 5</p>	
--	--	---	--

		<p>(イ) 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日施行</p> <p>認定先端設備等導入計画に従って取得した機械装置等 零</p> <p>イ 第2条関係（平成31年4月1日施行）</p> <p>法を引用する項ずれを改めるもの</p> <p>(4) たばこ税関係</p> <p>ア 第1条関係（平成30年10月1日施行）</p> <p>(7) 加熱式たばこの課税方式の見直しに係る規定の整備を図るもの</p> <p>(イ) 一般品のたばこの税率を引き上げるもの</p> <p>イ 第2条関係（平成31年10月1日施行）</p> <p>加熱式たばこの課税方式の段階的移行に係る規定を改めるもの</p> <p>ウ 第3条関係（平成32年10月1日施行）</p> <p>(7) 加熱式たばこの課税方式の段階的移行に係る規定を改めるもの</p> <p>(イ) 一般品のたばこの税率を引き上げるもの</p> <p>エ 第4条関係（平成33年10月1日施行）</p> <p>(7) 加熱式たばこの課税方式の段階的移行に係る規定を改めるもの</p>	
--	--	---	--

		<p>(イ) 一般品のたばこの税率を引き上げるもの</p> <p>オ 第5条関係（平成34年10月1日施行）</p> <p>加熱式たばこの課税方式の段階的移行に係る規定を改めるもの</p> <p>カ 第6条関係（伊勢崎市市税条例の一部を改正する条例（平成27年伊勢崎市条例第34号）の一部改正 平成30年10月1日施行）</p> <p>旧3級品たばこの税率引上げに係る手持品課税の規定を整備するもの</p>	
第31号	伊勢崎市都市計画税条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>わがまち特例に係る課税標準の特例を定めること及び地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 第1条関係</p> <p>ア 認定誘導事業により整備した公共施設等の用に供する家屋に係るわがまち特例として、課税標準の特例割合を定めるもの（公布の日施行）</p> <p>イ 特定立地誘導促進施設の用に供する土地の軽減措置に係る読替規定を整備するもの（都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成30年法律第22号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日施行）</p> <p>(2) 第2条関係</p>	資産税課

		法を引用する項ずれを改めるもの（平成31年4月1日施行）	
第32号	伊勢崎市手数料条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>土壤汚染対策法の規定による汚染土壌処理業の譲渡等の審査に係る手数料を徴収することに伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認の申請に対する審査手数料を12万円と定めるもの</p> <p>(2) 汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割の承認の申請に対する審査手数料を12万円と定めるもの</p> <p>(3) 汚染土壌処理業の相続の承認の申請に対する審査手数料を12万円と定めるもの</p>	環境保全課
第33号	伊勢崎市立学校設置条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>伊勢崎市立豊受幼稚園を閉園することに伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>別表から伊勢崎市立豊受幼稚園の名称及び位置に関する文言を削るもの</p>	教育部総務課
第34号	伊勢崎市田島弥平旧宅案内所条例	<p>【理由】</p> <p>旧境島小学校校舎内に伊勢崎市田島弥平旧宅案内所を設置することに伴い、制定の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 設置について定めるもの</p> <p>(2) 名称及び位置について定めるもの</p> <p>(3) 事業内容について定めるもの</p>	文化財保護課

		<p>(4) 職員、開所時間及び休所日について定めるもの</p> <p>(5) 使用料について定めるもの</p> <p>(6) その他必要な事項について定めるもの</p>	
第35号	伊勢崎市介護保険条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>介護保険法施行令等の一部を改正する政令による介護保険法施行令の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>引用する条項を改めるもの</p>	介護保険課
第36号	伊勢崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 代替保育の規定を適用しない場合に満たすべき要件及びその場合において確保すべき連携協力を行う者を定めるもの</p> <p>(2) 家庭的保育者の居宅で保育を提供する家庭的保育事業者について、市が適当と認める事業者からの食事の外部搬入が可能とする特例を定めるもの</p> <p>(3) この条例の施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置期間を条例施行日から10年とするもの</p>	こども保育課

第 3 7 号	伊勢崎市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>伊勢崎都市計画地区計画の変更及び処罰範囲の明確化に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 喜多町地区の地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められる区域に対し、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、建築物に関する制限を行うもの</p> <p>(2) 罰則に係る規定について処罰の対象となる時期を明確化するもの</p>	都市計画課
第 3 8 号	伊勢崎市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>保険外併用療養費用を改めることに伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 初診に係る保険外併用療養費用を1,620円から5,400円に改めるもの</p> <p>(2) 再診に係る保険外併用療養費用を2,700円と定めるもの</p> <p>(3) 時間外に係る保険外併用療養費用を3,240円から5,400円に改めるもの</p>	医療サービス課